

## パート練習等における会場使用料の楽団補助について

### 1. パート練習における会場使用料の楽団補助について

ここでいう「パート練習」とは、楽団事業の3本柱である「定期演奏会」「吹奏楽コンクール」「依頼演奏」の目標達成のために必要な定例練習日（毎週土曜日 18-21 時、月 1 回の日曜日 13-17 時）以外に実施するパート単位での練習とし、パートリーダーが主体となり実施するものとする。

また、楽団事業とは無関係の練習、個人的な練習、団員以外の第三者を含む練習、団内アンサンブルおよび吹奏楽連盟アンサンブルコンテストに対応した練習については対象外とする。

#### 【取扱について】

- パート練習における会場使用料については、**三木町内施設を利用した場合、月2回分までは全額楽団が補助する。三木町以外の施設を利用した場合、1パートにつき最大月1000円までの使用料を楽団で負担する。**（打楽器は別途相談）
- 三木町施設の予約・支払いは楽団で行い、それ以外の会場については各パートで予約・支払いをし、実施後、領収書を楽団に提出し清算することとする。
- 楽団外の講師等を招聘する場合は、事前に事務局長へ連絡することとする。
- 上記以外については、全て使用者負担とする。

（12月に団内アンコンを開催した場合の例示）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月
楽団行事		定期演奏会				コンクール	
パート練習補助	三木町施設	楽団補助(※)	楽団補助(※)	楽団補助(※)	楽団補助(※)	楽団補助(※)	楽団補助(※)
	三木町外施設	1000円	1000円	1000円	1000円	1000円	1000円
団内アンコン補助		補助しない					

		10月	11月	12月	1月	2月	3月
楽団行事				団内アンコン	吹連アンコン		
パート練習補助	三木町施設	楽団補助(※)	楽団補助(※)	楽団補助(※)	楽団補助(※)	楽団補助(※)	楽団補助(※)
	三木町外施設	1000円	1000円	1000円	1000円	1000円	1000円
団内アンコン補助		補助しない	別途取扱による		補助しない		

(※) ただし、月2回までを上限とする。

### 2. 団内アンサンブル大会における会場使用料の楽団補助について

#### 【取扱について】

- 団内アンサンブル大会における会場使用料の楽団補助の対象期間は、団内アンサンブル大会の練習時期となる大会開催月の前月から大会当日までとする。
- 練習回数は限定しないが、補助の上限を、大型打楽器を使用する打楽器チームは**8,000円**、ホール等の広い会場を必要としない小物打楽器のみの打楽器チームおよびその他の管楽器チームは**2,000円**とする。
- 大型打楽器を使用する打楽器チームの練習会場は、原則、三木町防災センターとする。
- 複数チーム合同（金管チーム共通など）で一つの会場を予約する場合、実際に会場を使用したチームに対し、使用料を按分し、チームの上限の範囲内で補助を行なう。
- 練習会場への楽器運搬に必要な経費は、各チーム負担とする。
- 三木町内施設**の予約・支払いは楽団で行い、それ以外の会場については各チームで予約・支払いをし、実施後、領収書を楽団に提出し清算することとする。
- 上記以外については、全て使用者負担とする。